協議第８号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

平成１７年2月２３日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会　長　　磯　　良　史

調　整　方　針　（案）

平成１７年　　月　　日確認

参　考（　現　況　等　）

１　現況

			笠間市	友　部　町	岩　間　町	合　計
法定定数	選挙による委員		３０人以下	３０人以下	３０人以下	－
	選任委員	農業協同組合 農業共済組合 土地改良区	各１人	各１人	各１人	－
		学識経験委員	４人以内	４人以内	４人以内	－
条例定数	選挙による委員		１３人	１６人	１６人	－
現員数	選挙による委員		１２人	１５人	１６人	４３人
	選任委員	農業協同組合 農業共済組合	各１人	各１人	各１人	６人
		学識経験委員	１人	４人	３人	８人
任期			平成 19 年 3 月 7 日	平成 19 年 2 月 4 日	平成 18 年 3 月 24 日	－
選挙区数			１	１	１	－
面積			１３，１６１ha	５，８７１ha	４，９９３ha	２４，０２５ha
農地面積			１，７６３ha	１，４２１ha	１，３５４ha	４，５３８ha
農家数			２，１６９戸	１，５０２戸	１，３６５戸	５，０３６戸

（資料出所：面積　平成１４年１０月１日現在　全国都道府県市区町村別面積調。農地面積，農家数　２０００年世界農林業センサス）

参　考（　現　況　等　）

２　複数の農業委員会を置くことができる場合（農業委員会等に関する法律施行令（昭和２６年政令第７８号）第１条の３）

市町村の面積が２４，０００ha を超える場合，又は農地面積が７，０００ha を超える場合

３　特例措置の概要と適用事例

（１）１つの農業委員会を置く場合

①特例措置の適用なし

３市町の委員はすべて失職する。新市は農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第７条第１項の規定に基づきその定数を条例で定め，合併後５０日以内に新たな委員の選挙を行う。

【適用事例】

②在任特例（市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第８条第１項及び第２項の適用）

３市町の委員は，８０人を超えない範囲で１年以内の間，合併後の市の委員として引き続き在任できる。

【適用事例】

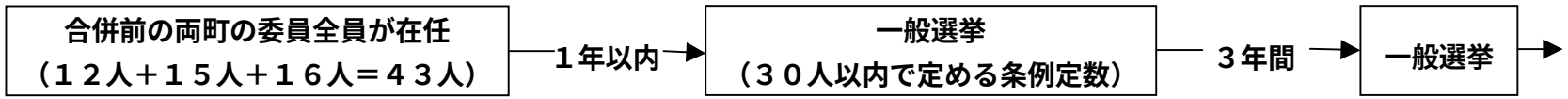

＊　選任委員については，特例はなく，新設合併の場合は，委員全員が失職する。

上記の特例については，全て選挙による委員の想定となる。

参　考（　現　況　等　）

（２）複数の農業委員会を置く場合

①旧市町の区域ごとに複数の農業委員会を置く場合（農業委員会等に関する法律第３４条第１項の適用）

従前の３市町の農業委員会については合併後もそのまま存続し，従前の農業委員会の委員（選挙委員，選任委員）が，従前の任期の残任期間引き続き在任する。

②旧市町の区域によらず複数の農業委員会を置く場合（市町村の合併の特例に関する法律第８条第３項の適用）

３市町の委員（選挙委員）は，８０人を超えない範囲で１年以内の間，合併後の市の委員として引き続き在任できる。

４　関係法令（抜粋）

（１）農業委員会等に関する法律

（設置）

第３条　市町村に農業委員会を置く。ただし，その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には，農業委員会を置かない。

２　その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあっては，市町村長は，当該市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

３　前項の規定によりその区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあっては，市町村長は，その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

４　前項に規定する市町村にあっては，市町村長は，その全部又は一部の農業委員会を廃止して，その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き，又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

５　その区域内の農地面積（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項の市街化区域と定められた区域で同法第２３条第１項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあっては，市町村長は，当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

６　市町村長は，第２項の場合にあっては各農業委員会の名称及び区域を，第３項又は第４項の場合にあってはその区域に変更があった農業委

参　考（　現　況　等　）
員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を，前項の場合にあっては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに，都道府県知事にこれを通知しなければならない。 （選挙による委員） 第７条　農業委員会の選挙による委員は，被選挙権を有する者について，選挙権を有する者が選挙するものとし，その定数は，政令で定める基準に従い，４０人を超えない範囲内で条例で定める。 ２　前項の委員の定数の変更は，一般選挙の場合でなければ行うことができない。 （選挙の単位） 第１０条の２　農業委員会の選挙による委員は，その農業委員会の区域において選挙する。 ２　市町村長は，農業委員会の選挙による委員の選挙につき，特に必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず，政令で定める基準に従い，条例で，当該農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設けることができる。 ３　前項の場合において，各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は，おおむね選挙人の数に比例して，条例で定めなければならない。 ４　第２項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において，選挙人の所属の選挙区は，その住所による。 （選任による委員） 第１２条　市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。 （１）農林水産省令で定める農業協同組合，農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては，理事又は経営管理委員）又は組合員各一人 （２）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者４人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内 （委員の任期） 第１５条　選挙による委員の任期は，３年とし，一般選挙の日から起算する。但し，任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において，前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から，選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から，それぞれ起算する。 ２　補欠委員は，前任者の残任期間在任する。 ３　選挙による委員は，前条の規定による解任の場合を除き，その任期満了後も後任の委員が就任するまでは，なおその職務を行う。

参　考（　現　況　等　）

４　第１２条の規定による選任された委員は，一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは，そのなくなった日）まで在任する。

５　第１２条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは，当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業共同組合にあっては，理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなったときは，前項の規定にかかわらず，その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第３４条　市町村の廃置分合が行われる場合において，新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が，従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは，当該農業委員会は，当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし，従前の農業委員会の委員及び職員は，引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

２　略

（２）農業委員会等に関する法律施行令

（２以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第１条の３　法第３条第２項の政令で定める市町村は，その区域の面積が２４，０００ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が７，０００ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第２条の２　農業委員会の選挙による委員の定数の基準は，法第１２条第１号の委員として選任しなければならない委員の数と４人（同条第２号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては，その人数）との合計数を超え，かつ，次の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区　　分		委員の数の上限
１	（１）その区域内の農地面積が１，３００ヘクタール以下の農業委員会 （２）１０アール（北海道にあっては，３０アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第２条第７項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が１，１００以下の農業委員会	２０人
２	１の項及び３の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	３０人
３	その区域内の農地面積が５，０００ヘクタールを超え，かつ，基準農業者数が６，０００を超える農業委員会	４０人

参　考（　現　況　等　）

（選挙区の基準）

第５条　法第１０条の２第２項の規定により農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設ける場合には，その分けて設けられるすべての選挙区につき，その区域内の農地面積が５００ヘクタール以上となるか，又は基準農業者数が６００以上となるようにしなければならない。

（３）市町村の合併の特例に関する法律

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第８条　市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは，合併関係市町村の協議により，新たに設置された合併市町村にあっては８０を超えない範囲で定めた数，他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては４０を超えない範囲で定めた数の者に限り，次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において，市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは，これらの者の互選により，合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

（１）新たに設置された合併市町村にあっては，市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（２）他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては，その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

２　前項の場合においては，農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第７条の規定にかかわらず，当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし，選挙による委員に欠員を生じ，又はこれらの委員がすべてなくなつたときは，これに応じて，その定数は，同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

３　農業委員会等に関する法律第３条第２項の規定により合併市町村の区域を２以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第３５条第１項の規定により地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては，農業委員会等に関する法律第３４条の規定の適用がある場合を除いて，前２項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては，他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては，当該合併市町村は，新たに設置された合併市町村とみなす。

４　第６条第８項の規定は，第１項の協議について準用する。

参　考（　現　況　等　）

５　先進地事例

合併（予定）年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成１７年　２月　１日	城里町	常北町，桂村，七会村	農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き，新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
平成１７年　３月２２日	坂東市	岩井市，猿島町	新市に１つの農業委員会を設置するものとし，１市１町の農業委員会の選挙による委員は，市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 農業委員会等に関する法律第７条の規定による新市の選挙による委員の定数は，１８人とするものとする。 新市の選挙の単位は，旧市町の区域に１選挙区を設けることとし，各選挙区において選挙すべき定数は,新市において定めるものとする。
平成１７年　３月２２日	稲敷市	江戸崎町，新利根町 桜川村，東町	新市に１つの農業委員会を置き，４町村の農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，合併後１１ヶ月間（平成１８年２月２１日まで）引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
平成１７年　３月２８日	筑西市	下館市，関城町，明野町 協和町	新市に１つの農業委員会を置き，４市町の農業委員会の選挙による委員であった者は，合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し，平成１８年３月２７日までの１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。